

植物防疫法施行規則等の一部改正案についての意見・情報の募集（輸入植物
検疫の見直し）の結果について

平成 2 3 年 3 月 7 日
農林水産省消費・安全局

植物防疫法施行規則の一部改正等の案について、平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日から平成 2 3 年 1 月 1 1 日までの期間、その改正案を電子政府の総合窓口及び農林水産省ホームページに掲載することを通じて、広く国民から意見・情報を募集するパブリック・コメント手続を実施したところです。

その結果、募集期間において、当該改正案等に対する 3 件の意見が寄せられました。

また、植物防疫法に基づき平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日（火）に開催した公聴会においては、3 名の方からの公述意見をいただきました。

パブリック・コメント及び公聴会におけるご意見、ご要望等に対する当方の見解を、別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

これらのご意見等について検討した結果、植物検疫上技術的に問題がないと判断されることから公表した案のとおり定めることとします。

問い合わせ先 消費・安全局植物防疫課 代表：03-3502-8111（内線4561） 直通：03-3502-5978

パブリック・コメント及び公聴会における意見等に対する見解

1. パブリック・コメント

募集期間：平成22年12月13日から平成23年1月11日の間
意見が3件寄せられ、今回の改正案等に関するものが3件であった。

2. 公聴会の概要

(1) 開催日時及び場所

- ・平成22年12月21日 14:30～16:00
- ・農林水産省三番町共用会議室

(2) 公述の概要

- ・公述申込者3名中、全員が公聴会において公述を行った。
- ・公述人3名による公述意見の全てが賛成意見であった。
- ・公述人3名から、合わせて7項目の要望がなされた。

3. パブリック・コメントにおける意見に対する見解

- (1) 輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法を、輸入検疫措置の対象とならない有害動植物を明示する方式から、輸入検疫措置の対象とする検疫有害動植物を、原則として学名(和名等一般化した名称がある場合はこれを併記)をもって、新たに規定する規則別表1に明示する方式に変更すること(規則第5条の2関係)について

意見の概要	意見に対する見解
<p>検疫有害動植物の規定方法を、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に改正することに反対。</p> <p>原則として、有害動植物が付着したおそれのある植物等の輸入は許されないと考えるべきであり、仮に貿易の自由の観点からやむを得ない場合があるとしても、例外として国内に普通に存在するため</p>	<p>今回の改正では、科学的評価により、侵入した場合に日本の農林業に新たな被害を及ぼすことが確認された病害虫を輸入植物検疫の対象として指定する一方、日本国内に広く存在し農林業に新たな被害をもたらさないと評価された病害虫については、検疫の対象から除外することとしています。また、それらのどちらに該当するのかについて評価が終了</p>

<p>防除の必要性が低い場合に限定すべき。</p> <p>また、ポジティブリスト方式では、漏れを防ぐためリストが長大なものになりがちであり、輸出国の政府機関に困難を強いることになると思う。</p> <p>さらに、新病原体等の出現等の場合に、本当に機動的な対応がとれるのか不安。</p>	<p>していない病害虫は、暫定的に植物検疫措置の対象として扱うこととし、輸入植物検査で発見された場合、輸入者に所定の検疫措置を命じることとしています。</p> <p>したがって、国内に普通に発生し、通常の防除を実施していれば新たな被害をもたらさない病害虫のみが植物検疫の対象から除外されることとなります。</p> <p>我が国農林業への著しい被害が予想される病害虫の侵入・まん延をより適確に防止するとともに、国際的なルールに調和していくためには、植物検疫措置の対象とする病害虫を明確にすることが必要と考えています。</p> <p>輸入検査で新しい病害虫が発見された場合には、暫定的に必要な検疫措置をとった上で、速やかにリスク評価を実施し検疫上の取扱いを決定することとしています。</p>
<p>国内の農作物の保護、さらには国内の在来生物の多様性保護の観点から、防疫対象となる生物のリスク評価は最も重要な過程の一つと考えられる。しかし、現行、改正案含めて、どのようなリスク評価が行われているのか、あるいは今後どのようにリスク評価をしていこうとされているのかが不明。</p> <p>リスク評価が妥当なものであるかどうかは、検疫対象を決定する上で最重要ポイントになることから、リスク評価の内容を相当厳格</p>	<p>植物検疫措置の対象とするかどうか、また、対象とする場合どのような検疫措置を講じるかを決定するために、植物検疫当局による病害虫危険度解析が実施されています。これは、国際的な基準により規定された実施プロセスに従い、学術文献等の科学的根拠に基づき実施されるものです。さらに、この解析結果は、報告書にまとめられ、昆虫学、植物病理学等の専門家による評価を適宜受けています。</p> <p>今後、これらの解析結果について</p>

なものにする必要がある。	は、分かり易い形に要約して公表していく予定です。
--------------	--------------------------

(2) 輸出国の栽培地において、検疫有害動植物の付着の有無の検査を行う必要がある植物(以下「要検査植物」という。)について、現行の規則別表1を規則別表1の2に変更し、同表中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに要検査植物について、4種類の有害植物を追加し、6種類の有害動植物の発生地域を追加するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名から、「学名(和名を併記)」に変更すること(規則第5条の4関係)について

意見の概要	意見に対する見解
<p>検疫の対象となる病害のうち、すでに栽培地検査が要求されている病害以外の種子伝染する恐れのある病害の対策はどうなっているか。これも今後、栽培地検査要求の方向で進むのか。</p>	<p>種子伝染する可能性のある病原体については、順次実施する病害虫危険度解析の結果に基づき、適切な植物検疫措置を適用していきます。その検疫措置の選択肢の一つが、輸出国への栽培地検査要求です。これは、輸入検査では発見することが困難であるが、輸出国で栽培中の植物を検査することにより発見できるような病害虫が対象となります。この他、種子伝染する病害に対する措置としては、輸出国における精密検査・消毒、あるいは、輸入時の精密検査などの措置があり、病害虫危険度解析の結果に基づき、実行可能性、費用対効果等を考慮して、どの措置を適用するかを決定します。</p>
<p>輸入種子への依存度が高い現状で、植物検疫上の要求を強化することで、種子供給面で何らかの支障をきたす恐れがある。</p>	<p>日本の農林業に新たな被害を及ぼす病害虫の侵入・まん延を適確に防止することと、検疫措置の適用による農林産物の貿易への影響を最小限に止めることに留意して、国際植物防疫条約及びWTO・SPS協定の規</p>

	定に則った対応を行っていく所存です。
<p>栽培地検査よりも輸入時のラボ検査のほうが信頼度は高いのではないか。輸入通関で時間を要するデメリットがあるが、日本国内の公的なラボ検査を充実させることで、輸出時に検査できる対象病害が増えることを期待する。</p>	<p>検出感度は栽培地検査よりラボ検査の方が優れています。一方で、栽培地検査ではロット全量を検査対象とできるのに対し、輸入時のラボ検査は破壊検査となるために荷口の一部に対する抽出検査となるという特徴があります。</p> <p>特に種子などの場合、対象病害虫に侵されたものが非常に低率の場合、いくら高感度な手法を用いても、抽出検査では限界があります。そのため、感染密度、症状の発現の有無等病害虫の特徴を勘案しつつ検疫措置を決定しています。</p>
<p><i>Potato spindle tuber viroid</i> について、日本が栽培地検査を要求した場合、相手国から対抗措置として日本に対して栽培地検査要求が出される可能性がある。その際、圃場検査の他に同様に核酸レベルでの検査も求められた時は、植物防疫所で対応してもらえるのか。</p>	<p>輸出植物検疫では、輸入国の検疫要求事項に適合しているか否かについての検査を行っています。輸入国から <i>Potato spindle tuber viroid</i> を対象とした核酸レベルでの検査要求があれば、植物防疫所がこれを行うこととなります。</p>
<p><i>Potato spindle tuber viroid</i> について、改正案ではオーストラリアがトマトとばれいしょの輸出国栽培地検査対象国から外れているが、これはどのような理由からなのか。</p>	<p><i>Potato spindle tuber viroid</i> に係る病害虫危険度解析の結果、オーストラリアが当該ウイルスの発生地域であるという科学的な根拠が認められなかったためです。同国では、かつて当該ウイルスが発生していましたが、現在は根絶したとされています。</p>
<p><i>Potato spindle tuber viroid</i> について</p>	<p>国際植物防疫条約では、植物検疫</p>

<p>て、核酸レベルでの栽培地検査の信頼性をどうやって担保するのか。特に核酸レベルでの検査では、抽出技術や使用するプライマーによっては、汚染されていても検出できないことも起こり得るのではないか。</p>	<p>証明について、「輸出国政府の植物防疫機関は輸入国の植物検疫当局の信頼が得られるように実施し、また、植物検疫証明書は輸入国の植物検疫当局が信用して受領できるものでなければならない」旨規定されています。</p> <p>当該栽培地検査が輸出国政府機関により適確に実施されたかどうかの確認は、植物防疫に関する国際ルールである国際植物防疫条約の規定に基づき輸出国政府が発給する植物検疫証明書をもって確認します。日本が要求する栽培地検査の履行及びその結果として <i>Potato spindle tuber viroid</i> が輸入植物に付着していないことを確認したことが証明されていない限り、対象植物を輸入することはできません。</p> <p>また、日本における輸入検査でも必要に応じて精密検査を行い、輸出国による証明の信頼性を確認することとしています。</p>
<p>トマト退緑萎縮ウイルスについても、蔓延した場合にトマトに損害を与える恐れがあるので、「検疫有害動植物」に入れることを検討する必要がある。</p>	<p>トマト退緑萎縮ウイルスは <i>Potato spindle tuber viroid</i> と近縁のウイルスであり、日本の農林業へのリスクも同程度であると推定されています。今後、当該ウイルスについても、リスク評価を行いその結果に基づいて必要な検疫措置を適用していく予定です。なお、改正案では、当該ウイルスを暫定的な検疫対象病害虫と位置付けています。</p>

- (3) 輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定める規則別表2中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに寄主植物について、2種類の有害動物の発生地域及び寄主植物並びに4種類の有害動植物の発生地域を追加し、3種類の有害動植物の発生地域の一部を削除するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名又は学名の音読表記から、「学名(和名がある場合はこれを併記)」に変更すること(規則第9条関係)について

意見は寄せられませんでした。

- (4) 規則別表2とは別に、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定め、輸出国の政府機関によってあらかじめ所定の基準が満たされている植物にあっては輸入の禁止の対象から除外し、それ以外の植物にあっては原則どおり輸入の禁止の対象とすることとし、新たに規則別表2の2を規定して、3種類の有害植物の発生地域、寄主植物及び輸入の禁止の対象から除外する基準を定めること(規則第9条関係)について

意見は寄せられませんでした。

- (5) 上記(1)の輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法の変更に伴い、廃棄消毒等措置の基準(輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)別表第2)に例示されている検疫有害動植物を見直すことについて

意見は寄せられませんでした。

4. 公聴会における意見

- (1) 輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法を、輸入検疫措置の対象とならない有害動植物を明示する方式から、輸入検疫措置の対象とする検疫有害動植物を、原則として学名(和名等一般化した名称がある場合はこれを併記)をもって、新たに規定する規則別表1に明示する方式に変更すること(規則第5条の2関係)について

賛成意見

国内の農作物を外来の重要病害虫の被害から守るためには、検疫対象をできるだけ限定しないほうがよいが、他方、多くの農産物を輸入しているわが国としては、国際的な貿易のルールに従うことも重要である。植物検疫において検疫の対象とする病害虫を明確化することは、国際的な基準に整合するという意味でも好ましいことであると同時に、適切な

検査を行うためにも必要なことである。検疫対象病害虫として今回選定されたものは、平成16年の「植物検疫に関する研究会」の提言に沿って行ったリスク評価に基づくものであり、妥当であると考えます。

賛成意見

検疫の対象とする病害虫を明確化することは、細菌やウイルスなど目視検査だけでは判断が困難で、血清学的診断や遺伝子診断など特異的な検出法を用いる必要のある病原菌に対しては、輸入検査において必須の要件であると考えます。また、国際ルールに則り、検疫措置の対象とする病害虫について学名をもってリスト化することは、輸出国に検疫措置を要求するためにも重要である。

賛成意見

平成8年の植物防疫法の改正により「検疫有害動植物」の概念が導入され、省令において具体的に指定することとなったものの、これまでの当該指定は、検疫の対象とならない有害動植物を具体的に示し、それ以外を検疫の対象とするとしたネガティブリスト方式によるものであった。

このような指定方式は、当面の措置としては技術的にやむを得ない面があったものの、世界的な調和を図り、効率的で重点的なメリハリの効いた検疫を推進するといった観点からは多くの問題点を有していた。今回提案されている指定方式は、検疫の対象となる病害虫をストレートに指定するポジティブリスト方式であり、法律改正の趣旨を受けた本来の姿であることから基本的に賛成するものである。

- (2) 輸出国の栽培地において、検疫有害動植物の付着の有無の検査を行う必要がある植物（以下「要検査植物」という。）について、現行の規則別表1を規則別表1の2に変更し、同表中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに要検査植物について、4種類の有害植物を追加し、6種類の有害動植物の発生地域を追加するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名から、「学名（和名を併記）」に変更すること（規則第5条の4関係）について

賛成意見

コロンビアネコブセンチュウ等3種の線虫は、いずれも我が国への侵入を強く警戒している重要害虫であるため、学術文献等を踏まえた科学的根拠に基づき、新たに発生した地域を追加することは妥当である。

賛成意見

スイカ果実汚斑細菌病菌及び2種のソラマメのウイルスは、いずれも我が国への侵入を警戒すべき重要な病原体であり、文献情報に基づき新たに発生が確認された地域を追加することは妥当である。

また、2種の *Phytophthora* 属菌、ウメ輪紋ウイルス、ポテトスピンドルチューバーウイルスは、全て、世界的に重要視されている我が国未発生または一部に発生しているが公的防除を実施中の病原体であり、これらについて栽培地検査を輸出国に要求することは、適切な病害虫危険度解析の結果に基づく妥当な措置であると考えられる。

- (3) 輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定める規則別表2中の検疫有害動物及びその発生地域並びに寄主植物について、2種類の有害動物の発生地域及び寄主植物並びに4種類の有害動物の発生地域を追加し、3種類の有害動物の発生地域の一部を削除するとともに、検疫有害動物の名称の表記方法を、和名又は学名の音読表記から、「学名(和名がある場合はこれを併記)」に変更すること(規則第9条関係)について

賛成意見

チチュウカイミバエ等3種のミバエ類及びジャガイモシストセンチュウは、いずれも我が国への侵入を強く警戒している重要害虫であり、新たに発生が確認された地域を追加することは必要である。今回の追加は、学術文献等を踏まえた科学的根拠に基づくもので妥当である。

また、アリモドキゾウムシ及びイモゾウムシの発生地域からニュージーランドを除くことは、文献情報に基づいた事実関係を反映した処置であり、適切であると考えられる。

賛成意見

火傷病菌は我が国に侵入した場合、甚大な被害を及ぼすと想定され、最も侵入を警戒している病原体であり、カンキツグリーニング病も、沖縄県など我が国の一部に発生しているが公的防除の対象となっている重要な病原体である。これら2種の病原体について、文献情報に基づき新たに発生が確認された地域を追加することは、妥当な措置である。

また、ジャガイモがんしゅ病の発生地域からチリを除くことは、国際的にも認められた事実関係に基づく適切な措置であると考えられる。

- (4) 規則別表2とは別に、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定め、輸出国の政府機関によってあらかじめ所定の基準が満たされている植物にあっては輸入の禁止の対象から除外し、それ以外の植物にあっては原則どおり輸入

の禁止の対象とすることとし、新たに規則別表2の2を規定して、3種類の有害植物の発生地域、寄主植物及び輸入の禁止の対象から除外する基準を定めること（規則第9条関係）について

賛成意見

2種の *Phytophthora* 属菌及びポテトスピンドルチューバーウィロイドは、いずれも世界的に重要視されている我が国未発生または一部に発生しているが公的防除を実施中の病原体であり、これらについて、栽培地検査要求では対応できない宿主植物に対して、新たに輸出国に求める検査措置を導入することは、適切な病虫害危険度解析の結果に基づく妥当な措置であると考えます。

(5) 上記(1)の輸入検査措置の対象となる検査有害動植物の規定方法の変更に伴い、廃棄消毒等措置の基準（輸入植物検査規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）別表第2）に例示されている検査有害動植物を見直すことについて

賛成意見

ジャガイモガ、グラジオラスアザミウマ及びチャマダラメイガは、いずれも我が国に既に広く存在する害虫で、今回検査の対象から除外されるため、輸入検査で発見された場合の処分の基準から削除することは、問題ないと考えます。

5. 公聴会における要望の概要

(1) 輸入検査措置の対象となる検査有害動植物の規定方法を、輸入検査措置の対象とならない有害動植物を明示する方式から、輸入検査措置の対象とする検査有害動植物を、原則として学名（和名等一般化した名称がある場合はこれを併記）をもって、新たに規定する規則別表1に明示する方式に変更すること（規則第5条の2関係）について

要望の概要	要望に対する見解
<p>暫定的に検査対象としているものについては、今後、精力的にリスク評価を行い、可能な限り速やかに取扱いを決定していくよう望む。</p> <p>検査の対象から除外する病虫害についても、現在候補とされてい</p>	<p>暫定的な検査対象とする病虫害については、現在リスク評価を進めているところであり、順次検査上の取扱いを決定していくこととしています。リスク評価の結果、従来 of 検査措置ではリスク管理が不十分であると評価されたものについては措置の</p>

<p>るものの精査を慎重かつ適確に行い、適切な取扱いを定めるよう要望する。</p>	<p>強化を検討し、また、日本の農林業に新たな被害をもたらすことはない」と評価されたものについては検疫の対象から除外することとしています。</p>
<p>リスク評価の終了していない有害動植物については、科、属等の大きな分類単位での規定となるが、これはあくまで現時点でのやむを得ない暫定的な措置であり、さらにリスク解析を推進し、適切な検疫措置を設定した上で、検疫の対象とするリストに追加して欲しい。</p>	<p>リスク評価が終了していないため暫定的に検疫対象とする病害虫については、現在リスク評価を進めているところであり、順次検疫上の取扱いを決定していくこととしています。その結果に基づいて、検疫の対象とする病害虫を種、亜種等の分類単位で特定し、適切な検疫措置を導入することとしています。</p>
<p>リスク評価が終了していないという理由で暫定的に検疫の対象となる病害虫の中には、本来検疫の対象から除外されるべき日本既発生 of 病害虫が多く含まれている。これらについてリスク評価を行うに当たっては、輸入検疫で実際に発見される病害虫を最優先で行うなど、効率的かつ有効的に実施し、その結果に基づいた適切な措置を速やかに講じるよう要望する。</p>	<p>病害虫のリスク評価は、実際に日本に輸入されている植物に付着している可能性のある病害虫を優先して進めているところです。その結果、日本の農林業に新たな被害をもたらすことはない」と評価されたものについては検疫の対象から除外することとしています。</p>

- (2) 輸出国の栽培地において、検疫有害動植物の付着の有無の検査を行う必要がある植物(以下「要検査植物」という。)について、現行の規則別表1を規則別表1の2に変更し、同表中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに要検査植物について、4種類の有害植物を追加し、6種類の有害動植物の発生地域を追加するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名から、「学名(和名を併記)」に変更すること(規則第5条の4関係)について

要望の概要	要望に対する見解
<p>国際流通は今後ますます活発化すると予想され、我が国への侵入を警戒する病害虫の発生地域も更に拡大すると考えられる。このため、情報収集に努め、臨機応変な見直しを求める。</p>	<p>今後とも、科学的根拠に基づいた適切な見直しを行うべく、引き続き、諸外国における病害虫の情報、必要な科学的知見等関連情報の収集に努めることとします。</p>

- (3) 輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定める規則別表2中の検疫有害動植物及びその発生地域並びに寄主植物について、2種類の有害動物の発生地域及び寄主植物並びに4種類の有害動植物の発生地域を追加し、3種類の有害動植物の発生地域の一部を削除するとともに、検疫有害動植物の名称の表記方法を、和名又は学名の音読表記から、「学名(和名がある場合はこれを併記)」に変更すること(規則第9条関係)について

要望の概要	要望に対する見解
<p>国際流通は今後ますます活発化すると予想され、我が国への侵入を警戒する病害虫の発生地域も更に拡大すると考えられる。このため、情報収集に努め、臨機応変な見直しを求める。</p>	<p>今後とも、科学的根拠に基づいた適切な見直しを行うべく、引き続き、諸外国における病害虫の情報、必要な科学的知見等関連情報の収集に努めることとします。</p>

- (4) 規則別表2とは別に、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定め、輸出国の政府機関によってあらかじめ所定の基準が満たされている植物にあっては輸入の禁止の対象から除外し、それ以外の植物にあっては原則どおり輸入の禁止の対象とすることとし、新たに規則別表2の2を規定して、3種類の有害植物の発生地域、寄主植物及び輸入の禁止の対象から除外する基準を定めること(規則第9条関係)について

要望はありませんでした。

(5) 上記(1)の輸入検疫措置の対象となる検疫有害動植物の規定方法の変更に伴い、廃棄消毒等措置の基準(輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)別表第2)に例示されている検疫有害動植物を見直すことについて

要望はありませんでした。

(6) 全般について

要望の概要	要望に対する見解
<p>近年農産物が輸入される空港、港の数が増加し、かつ病虫害種が多岐に及ぶ野菜、花き、球根など少量、多品目の輸入が著しく増加しているにもかかわらず、検査に携わる植物防疫官の増員が十分でない。植物検疫体制のより一層の充実を望む。</p> <p>厳密な植物検疫が実施されているにもかかわらず、重要な病虫害の侵入がしばしば起こっている。病虫害の侵入は今後も起こり得ることを前提に、侵入直後の局所的根絶の体制をより充実されたい。とくに、当該地域の農家等関係者に、時に強制を伴う防除への理解を得るためには、適切かつ速やかな情報公開が必要である。</p>	<p>植物検疫の実施体制の充実については、防疫官の適切な配置や検査の効率化を行った上で、必要があれば増員等の検討も行いたいと考えております。</p> <p>また、万が一重要な病虫害が国内に侵入した場合の対策について、行動計画を策定するなどして、国等による防除実施体制等の確立、関係者との連携、関係情報の発信などに努めていきます。</p>
<p>今回の改正により、我が国が侵入を警戒する病虫害が侵入する可能性はかなり低くなると考えるが、可能性をゼロにすることは不可能である。本年4月に宮崎県で発生した口蹄疫の事例と同様に、侵入すると甚大な被害をもたらす</p>	<p>万が一重要な病虫害が国内に侵入した場合の対策について、行動計画を策定するなどして、国等による防除実施体制等の確立、関係者との連携、関係情報の発信などに努めていきます。</p>

<p>ことは明白である。</p> <p>このため、侵入してしまった場合の対策についても、適切な病害虫危険度解析に基づき立案し、それを国、都道府県、市町村、農協等の農業団体、農業者が共有し、被害を最小限に止める体制作りもあわせてお願いしたい。</p>	
<p>輸入検査で発見された害虫が卵・幼虫態の場合、短時間での同定が困難なため、実際には検疫の対象から除外された病害虫であるにもかかわらず、事実上検疫対象と同等の処分が行われるという事態が生じてしまう。これを避けるため、遺伝子診断等の最新技術による同定手法の開発及び導入について努力するよう要望する。</p>	<p>卵や幼虫態で発見される害虫については、種の識別に長時間を要することが少なくありません。輸入検査で発見された病害虫の的確な同定診断のため、これまで、同定官の適切な配置、同定資料の作成、研修、同定技術の開発等を行い、同定体制の整備を図ってきたところです。今後、より迅速に検疫対象病害虫等の識別を行えるよう、引き続き、技術、手法の導入・開発を推進していきます。</p>